

薬生食輸発1217第3号
令和3年12月17日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(エクアドル産カカオ豆、ケニア産コーヒー豆、コートジボワール産及びベネズエラ産カカオ豆の2,4-ジクロロフェノキシ酢酸並びにニュージーランド産はちみつのグリホサート)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和3年12月13日付け薬生食輸発1213第1号)により通知したところである。

本日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用される。また、2,4-Dについて名称が2,4-ジクロロフェノキシ酢酸に変更されることから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

なお、ニュージーランド産はちみつのグリホサートについて、これまでに当該検査項目のみをもって食品衛生法違反と判定していた貨物であって、輸入者より積み戻し等の措置完了報告を受けておらず、改正後の基準値に適合するものについては、輸入者に対し、別紙1に示す書面により通知し、当該基準の改正内容について説明するようお願いする。

記

別添1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
--------	------------	----	-------	----------	-------	-------------------

エクアドル	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	2,4-D	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4-Dが検出されるおそれがあるため。
ケニア	コーヒー豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	2,4-D	別表1の3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4-Dが検出されるおそれがあるため。
コートジボワール	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	2,4-D	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4-Dが検出されるおそれがあるため。
ニュージーランド	はちみつ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	グリホサート	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるグリホサートが検出されるおそれがあるため。

ベネズエラ	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	2,4-D	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4-Dが検出されるおそれがあるため。
-------	----------------------------	---	-------	-------------	---	--------------------------------------

を

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
エクアドル	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	<u>2,4-ジクロロフェノキシ酢酸</u>	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える <u>2,4-ジクロロフェノキシ酢酸</u> が検出されるおそれがあるため。
ケニア	コーヒー豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	<u>2,4-ジクロロフェノキシ酢酸</u>	別表1の3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える <u>2,4-ジクロロフェノキシ酢酸</u> が検出されるおそれがあるため。

コー トジ ボウ ール	カカオ豆 及びその 加工品 (簡易な 加工に限 る。)	-	<u>2,4 - ジクロ ロフェ ノキシ 酢酸</u>	別表1の3による こと。	平成17年1月24日付 け食安発第0124001 号「食品に残留する 農薬、飼料添加物又 は動物用医薬品の 成分である物質の 試験法について」に よること。	基 準 値 (0.01ppm) を 超 え る <u>2,4 - ジ クロロフェ ノキシ酢酸</u> が検出され るおそれが あるため。
ニュ ー ジ ー ラ ンド	はちみつ 及びその 加工品 (簡易な 加工に限 る。)	-	グリホ サート	別表1の3による こと。	平成17年1月24日付 け食安発第0124001 号「食品に残留する 農薬、飼料添加物又 は動物用医薬品の 成分である物質の 試験法について」に よること。	基 準 値 (0.05ppm) を 超 え る グリホサ ートが検出され るおそれが あるため。
ベネ ズエ ラ	カカオ豆 及びその 加工品 (簡易な 加工に限 る。)	-	<u>2,4 - ジクロ ロフェ ノキシ 酢酸</u>	別表1の3による こと。	平成17年1月24日付 け食安発第0124001 号「食品に残留する 農薬、飼料添加物又 は動物用医薬品の 成分である物質の 試験法について」に よること。	基 準 値 (0.01ppm) を 超 え る <u>2,4 - ジ クロロフェ ノキシ酢酸</u> が検出され るおそれが あるため。

に改める。